

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月6日

教育長 大 川 勝 徳

# 寒川町教育委員会規則第1号

## 寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和51年寒川町教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

(課及び担当の設置)

第2条 事務局に次の課及び担当を設ける。

教育政策課 教育政策担当

学校教育課 学事指導担当 教育研究室

教育施設給食課 教育施設担当 学校給食担当

生涯学習課 生涯学習担当 青少年教育担当

(課等の事務分掌)

第3条 前条に規定する担当の事務分掌は、次のとおりとする。

教育政策課

教育政策担当

- (1) 教育施策の企画、総括調整及び評価に関すること。
- (2) 総合教育会議及び教育委員会の会議に関すること。
- (3) 教育委員会の交際、儀式及び表彰に関すること。
- (4) 教育委員会の規則、規程等の制定、改廃等に関すること。
- (5) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、給与、服務その他の人事に関すること。
- (6) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の研修及び福利厚生に関すること。

- (7) 公印の保管及び使用に関すること。
- (8) 公告式に関すること。
- (9) 教育関係予算の総括調整に関すること。
- (10) 児童及び生徒の就学援助に関すること。
- (11) 教育に係る調査、統計、広報及び教育行政に関する相談の総括に関すること。
- (12) 課の庶務に関すること。

## 学校教育課

### 学事指導担当

- (1) 県費負担教職員のサービスの監督及び任免その他人事の内申に関すること。
- (2) 学校経営の指導助言に関すること。
- (3) 教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。
- (4) 教科用図書の採択及び無償給付に関すること。
- (5) 特別支援教育に関すること。
- (6) 学齢児童及び生徒の学籍に関すること。
- (7) 学校保健及び学校安全に関すること。
- (8) 学校教育統計に関すること。
- (9) 学校関係予算の執行に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

### 教育研究室

- (1) 教育の研究及び調査に関すること。
- (2) 教育内容の改善及び充実に関すること。
- (3) 教育に関する研修及び講習に関すること。
- (4) 教育相談に関すること。
- (5) 教育に関する図書及び資料の収集並びに提供に関すること。

## 教育施設給食課

### 教育施設担当

- (1) 教育財産の総括管理に関する事。
- (2) 教育施設の維持管理及び整備に関する事。
- (3) 学校施設開放に関する事。
- (4) 課の庶務に関する事。

### 学校給食担当

- (1) 寒川学校給食センターとの連絡調整に関する事。
- (2) 学校給食の総括に関する事。
- (3) 学校給食の管理に関する事。

## 生涯学習課

### 生涯学習担当

- (1) 生涯学習・社会教育の総合的な推進及び調整に関する事。
- (2) 文化行政の総合的な推進に関する事。
- (3) 社会教育委員に関する事。
- (4) 社会教育関係団体の指導育成に関する事。
- (5) 文化財の調査、研究及び保護に関する事。
- (6) 文化財学習センターとの連絡調整に関する事。
- (7) 文化財保護委員会に関する事。
- (8) 寒川町立公民館の指定管理者による管理に関する事。
- (9) 寒川総合図書館の指定管理者による管理に関する事。
- (10) 寒川文書館の指定管理者による管理に関する事。
- (11) 寒川町立文化福社会館の指定管理者による管理に関する事。
- (12) 課の庶務に関する事。

### 青少年教育担当

- (1) 青少年指導員に関すること。
- (2) 青少年問題協議会に関すること。
- (3) 青少年健全育成事業に関すること。
- (4) 寒川町はたちのつどいに関すること。
- (5) 青少年施設の管理に関すること。
- (6) 青少年関係団体の活動支援に関すること。
- (7) 放課後子ども教室に関すること。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。